

山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務委託に係る企画提案募集要項
(公募型プロポーザル方式)

1 趣旨

リニア開業効果を向上させ全県に波及させるための空港等の開設可能性について、専門的見地から調査を行うため、山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務概要等

(1) 委託業務名称

山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務

(2) 業務内容

別紙「山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務委託仕様書（案）」のとおり。ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容を基に企画提案額の範囲内で協議により変更することができるものとする。

(3) 契約期間

契約日から令和6年3月15日まで

(4) 業務費用上限額

金 13,424千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約担当者

山梨県知事

3 企画提案の参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

なお、業務共同体として参加する場合は、業務共同体の構成員のうちいずれかが次の(1)～(3)のすべての要件を満たし、業務共同体のそれぞれの構成員が、(4)～(9)の全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和5年4月1日以降において、山梨県におけるコンサルタント等の競争入札参加資格のうち、次の業種の認定を全て受けていること。

① 港湾及び空港部門

② 経済調査

※ それらの認定、参加資格の登録を受けている山梨県内の事務所を有する本日も、この要件を満たす者とする。

(2) 同種業務（空港計画策定業務、航空需要予測業務、空港適地調査業務等）を、元請として請け負った実績を有する者であること。

(3) 以下の資格を有する担当者を1名以上配置すること。

技術士（建設部門）または（総合技術監理部門：建設）

- (4) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税、すべての都道府県税を滞納していない者であること。
- (5) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) この公告の日から審査結果通知日までの間に、地方自治法施行令（昭和22年令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (9) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程・期限
公募開始	令和5年7月24日（月）
質問書の提出期限	令和5年7月31日（月） 正午必着
質問書の回答期限	令和5年8月7日（月）
企画提案書提出期限	令和5年8月18日（金） 正午必着
選定結果通知	令和5年8月29日（火） 予定

5 募集方法及び参加手続等

本募集要項および必要書類等に関しては、山梨県ホームページにて公開する。

- (1) 企画提案書の受付
 - ① 受付期限
令和5年8月18日（金） 正午必着

② 提出方法

持参または郵送

※持参での受付は土日・祝日を除く毎日午前9時～午後5時までとする。

ただし、受付期間最終日（8月18日）は正午までとする。

③ 提出書類

次の書類について、各10部（正本1部、副本9部）を提出すること。また、企画提案書については、PDF形式のファイルを格納したCD-R（1枚）も提出すること。

- ・（様式1～2）参加申込書
- ・企画提案書
- ・見積書

※企画提案書の作成にあたっては「山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおりとすること。

④ 提出先及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（北別館5階）

山梨県知事政策局リニア未来創造・推進グループ次世代交通推進

電話：055-223-1659 FAX：055-223-1666

メールアドレス：linear-ms@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案に係る質問及び回答

① 受付期限

令和5年7月31日（月） 正午必着

② 質問方法及び連絡先

質問書（様式3）により、電子メールで次に送信すること。

メールアドレス：linear-ms@pref.yamanashi.lg.jp

③ 回答方法

質問及び回答は、適宜、山梨県知事政策局リニア未来創造・推進グループのホームページで公開する。

④ その他

電話や口頭での質問には応じない。なお、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てない等と判断した場合には、回答しないことがある。

(3) 委託事業者選定方法等

① 審査委員会

企画提案書を提出した者は、山梨県知事政策局リニア未来創造・推進グループに設置する審査委員会において、提出した企画提案書をもとに選定のための評価を受けることとする。プレゼンテーションは行わず、各委員が提出された

企画提案書をもって審査をし、書面にて決議をする。各委員は、提案者に対して、事務局を通じて企画提案書の内容について質問することができる。その評価の最上位者1者を業務委託予定者として選定する。

② 評価基準

別紙「評価基準-提案要求事項-」のとおりとする。

③ 選定結果

企画提案書の提出者あて、選定の結果を書面により通知する。業務委託予定者として選定された者とは、その後、契約に向けた協議を実施する。なお、業務委託予定者と協議が整わない場合、又は業務委託予定者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

6 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。また、その書類等は、企画提案書等の提出者の選定及び業務委託予定者の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の契約書、仕様書に反映する場合がある。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案はできない。また、1団体が複数の業務共同体において同時に構成員となることもできない。
- (4) 企画提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等の県が認める場合を除き、変更することはできない。
- (5) 山梨県において実施した過去の調査に関する業務名は以下の通り。

「山梨県地域航空システム基礎調査」

「山梨県地域空港基本計画予備調査（需要詳細調査）」

「山梨県地域空港基本計画予備調査（県民意識調査）」

「山梨県地域空港基本計画予備調査（適地詳細調）」

「山梨県航空需要予測調査」

これら業務に関する報告書については、希望する場合には電子データにて提供するため、下記メールアドレス宛にその旨を記載したメールを送付すること。

メールアドレス：linear-ms@pref.yamanashi.lg.jp